

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	京都第二赤十字看護専門学校
設置者名	日本赤十字社

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
医療専門課程	看護学科・3年課程	夜・通信	9単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

<a href="https://www.kyoto2.jrc.or.jp/nursing/academics/classsubject/">https://www.kyoto2.jrc.or.jp/nursing/academics/classsubject/</a>
---

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	京都第二赤十字看護専門学校
設置者名	日本赤十字社

### 1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	<p>○日本赤十字社看護専門学校規程第11条 学校運営に関する重要な事項を審議するため、学校に学校運営会議を置く。</p> <p>2 学校運営会議は、学校長、副学校長、教務主任、事務部長、学校を置く医療施設の看護部長及び学校を設ける支部の事務局長、その他学校長が必要と認める者をもって運営し、学校長が定時及び臨時に招集しその議長となる。ただし、必要に応じ、学校長が指名する職員を出席させることができる。</p> <p>3 学校運営会議では、次の事項を審議する。          (1) 学則等諸規程の制定改廃に関する事項          (2) 教育方針及び教育計画に関する事項          (3) 学校の予算の編成及び執行に関する事項          (4) 学校の人事に関する事項          (5) 学生の募集及び入学に関する事項          (6) 学生の身分に関する事項          (7) 学生の就職に関する事項          (8) その他学校運営に関する事項</p> <p>以上、学校運営に関する重要な事項について審議する。 客観的な視点を取り入れることで、より質の高い学校運営を図ることを目的として活用する。</p>

### 2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
日本赤十字社京都府支部 事務局長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	
京都第二赤十字病院 副院長 1名	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	京都第二赤十字病院に医師として勤務
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	京都第二赤十字看護専門学校
設置者名	日本赤十字社

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

<p>1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。</p>	
<p>(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)          毎年、各科目を担当する講師が次年度の授業計画(シラバス)の内容の見直しを行い、更新したシラバスを4月に発行し学生に配付する。また、年度途中であっても学習計画に変更があった時は随時新しいシラバスを発行し、学生に周知している。</p>	
<p>授業計画書の公表方法</p>	<p>本校ホームページに掲載  <a href="https://www.kyoto2.jrc.or.jp/nursing/academics/curriculum/#anc01">https://www.kyoto2.jrc.or.jp/nursing/academics/curriculum/#anc01</a></p>
<p>2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。</p>	
<p>(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)          各科目担当講師が、シラバスに記載されている単位認定の方法に則って評価している。臨地実習では、評価規準・基準表に沿って学生の自己評価と指導者・教員の他者評価の内容を検討しながら評価している。学生が公平に評価されるよう必要に応じて教師会議で協議し、履修細則に則って評価する。          年度末には、学校運営会議において成績評価認定の承認を得て作成した学業成績(簿)を保護者へ通知している。</p>	
<p>3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。</p>	
<p>(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)          各学科試験の点数の評価基準は、          100～80点以上はA          80点未満、70点以上はB          70点未満、60点以上はC          60点未満はD          で評価している。          60点未満(D)は不合格で再履修となる。</p>	
<p>客観的な指標の算出方法の公表方法</p>	<p>本校ホームページに掲載  <a href="https://www.kyoto2.jrc.or.jp/nursing/academics/gradedistribution/">https://www.kyoto2.jrc.or.jp/nursing/academics/gradedistribution/</a></p>

<p>4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。</p>	
<p>(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本校に3年以上在学し、教育課程の授業科目を履修し、104単位を修得した者について卒業を認定する。</li> <li>・ 卒業が認定された者は、専門士（医療専門課程看護学科）の称号も授与できる。</li> </ul>	
<p>卒業の認定に関する 方針の公表方法</p>	<p>本校ホームページに掲載  <a href="https://www.kyoto2.jrc.or.jp/nursing/academics/qualification/">https://www.kyoto2.jrc.or.jp/nursing/academics/qualification/</a></p>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	京都第二赤十字看護専門学校
設置者名	日本赤十字社

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	<a href="http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/">http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/</a>
収支計算書又は損益計算書	<a href="http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/">http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/</a>
財産目録	<a href="http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/">http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/</a>
事業報告書	<a href="http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/">http://www.jrc.or.jp/about/financialresult/</a>
監事による監査報告（書）	<a href="http://www.jrc.or.jp/about/kansa/report/">http://www.jrc.or.jp/about/kansa/report/</a>

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療関係		専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	3175時間 ／104単位	2140時間 /81単位	単位時間 /単位	1035時間 /23単位	単位時間 /単位	単位時間 /単位
			3175時間／104単位				
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120人		105人	0人	10人	159人	169人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
（概要）毎年、各科目を担当する講師が次年度の授業計画（シラバス）の内容の見直しを行い、更新したシラバスを4月に発行し学生に配付する。また、年度途中であっても学習計画に変更があった時は随時新しいシラバスを発行し、学生に周知している。
成績評価の基準・方法
（概要）各科目担当講師が、シラバスに記載されている単位認定の方法に則って評価している。臨地実習では、評価規準・基準表に沿って学生の自己評価と指導者・教員の他者評価の内容を検討しながら評価している。学生が公平に評価されるよう必要に応じて教師会議で協議し、履修細則に則って評価する。 年度末には、学校運営会議において成績評価認定の承認を得て作成した学業成績（簿）を保護者へ通知している。

卒業・進級の認定基準
<p>概要)・本校に3年以上在学し、教育課程の授業科目を履修し、104単位を修得した者について卒業を認定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業が認定された者は、専門士（医療専門課程看護学科）の称号も授与できる。</li> </ul>
学修支援等
<p>(概要)・各学年担任が学修状況を把握し、必要時個別に学修指導を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国家試験対策においては、チューター制をとり模擬試験結果から必要時個別指導を行う。</li> <li>・臨地実習と一部講義では、ルーブリック（評価規準・基準）を用い、学生が主体的に学習できるようにしている。</li> </ul>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
29人 (100%)	1人 ( 3.4%)	28人 ( 96.6%)	0人 ( %)
(主な就職、業界等) 病院			
(就職指導内容) 就職に向けて病院説明会、マイナビキャリアデザイン講座、担任による面談			
(主な学修成果（資格・検定等）) 看護師資格			
(備考)（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
109人	1人	0.92%
(中途退学の主な理由) 進路変更のため		
(中退防止・中退者支援のための取組) 担任による面談、臨床心理士によるスクールカウンセリング		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	100,000 円	300,000 円	920,000 円	施設整備費 150,000 円 (年間) × 3年 テキスト・実習服及び靴等 約 470,000 円 (3年間)
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・京都第二赤十字病院奨学金を設置している。</li> <li>・入学生のうち日本学生支援機構の給付型奨学金の採用候補者には、入学後に渡す前期授業料等の振込用紙は減免後の金額を印字して渡している。</li> <li>・入学金については、5月末までに減免額の返還を行っている。</li> </ul>				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.kyoto2.jrc.or.jp/nursing/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/assessment_R6.pdf">https://www.kyoto2.jrc.or.jp/nursing/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/assessment_R6.pdf</a>		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制) 保護者宛アンケート調査を年1回実施。その結果をもとに学校運営について保護者会で意見交換。 日本赤十字社学校評価指標 (赤十字看護専門学校における学校評価ガイドライン) に基づいた自己評価を行い、学校運営会議において学校関係者と評価する。		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
日本赤十字社京都府支部事務局長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	
京都第二赤十字病院副院長 1名	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	京都第二赤十字病院 勤務医師
保護者	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	京都第二赤十字看護 専門学校学生保護者
学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="https://www.kyoto2.jrc.or.jp/nursing/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/assessment_R6.pdf">https://www.kyoto2.jrc.or.jp/nursing/wordpress/wp-content/uploads/2025/06/assessment_R6.pdf</a>		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) <a href="http://www.kyoto2.jrc.or.jp/nursing/">http://www.kyoto2.jrc.or.jp/nursing/</a>
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード (13桁)	H126310000023
学校名 (〇〇大学 等)	京都第二赤十字看護専門学校
設置者名 (学校法人〇〇学園 等)	日本赤十字社

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等 (内数) ※家計急変による者を除く。		一人 ( 0 ) 人	一人 ( 0 ) 人	一人 ( 0 ) 人
内 訳	第Ⅰ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	( 0人)	( 0人)	
	第Ⅱ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	( 0人)	( 0人)	
	第Ⅲ区分	一人	一人	
	(うち多子世帯)	( 0人)	( 0人)	
	第Ⅳ区分 (理工農)	人	人	
	第Ⅳ区分 (多子世帯)	0人	0人	
区分外 (多子世帯)	0人	0人		
家計急変による 支援対象者 (年間)				一人 ( 0 ) 人
合計 (年間)				一人 ( 0 ) 人
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分、第Ⅳ区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
	年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が廃止の基準に該当)	0人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	0人	人	人
計	0人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の(2)のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等 短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
年間	前半期 後半期
0人	人 人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
GPA等が下位4分の1	0人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が警告の基準に該当)	0人	人	人
GPA等が下位4分の1	一人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人
計	一人	人	人
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。